

「テレワーク導入」その前に？

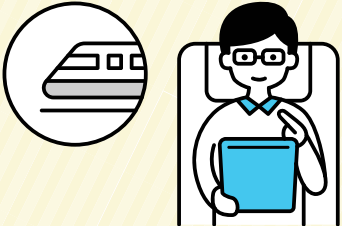
「全社員」が「在宅で働く」ために必要なものは何ですか？

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業にとって、テレワークやモバイルワークの活用は事業継続の重要なテーマとなっております。

従来の一部社員による「モバイルワーク」ではなく、「業務を問わず、すべての社員の在宅業務」を目的とした完全「テレワーク」が要請される中、企業が考えなければならないことは何でしょうか？

すべての社員が在宅で仕事を行う 「業務を問わず」在宅で働くということ


これまで
モバイルワーク...



モバイルワーク

場所
移動中・隙間時間（カフェ/自宅）

向いてる業務
営業・サポートサービス・技術者




サテライトオフィス勤務

顧客先や移動中の「一次的」な会社インフラのアクセスが前提

両方の業務形態を考慮する必要あり

自宅でも会社同様の「恒常的」な会社インフラのアクセスが前提

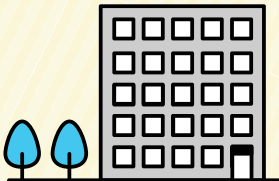


在宅勤務

これから
テレワーク!!

場所
自宅・会社（通常時）

向いてる業務
営業・研究開発・顧客対応



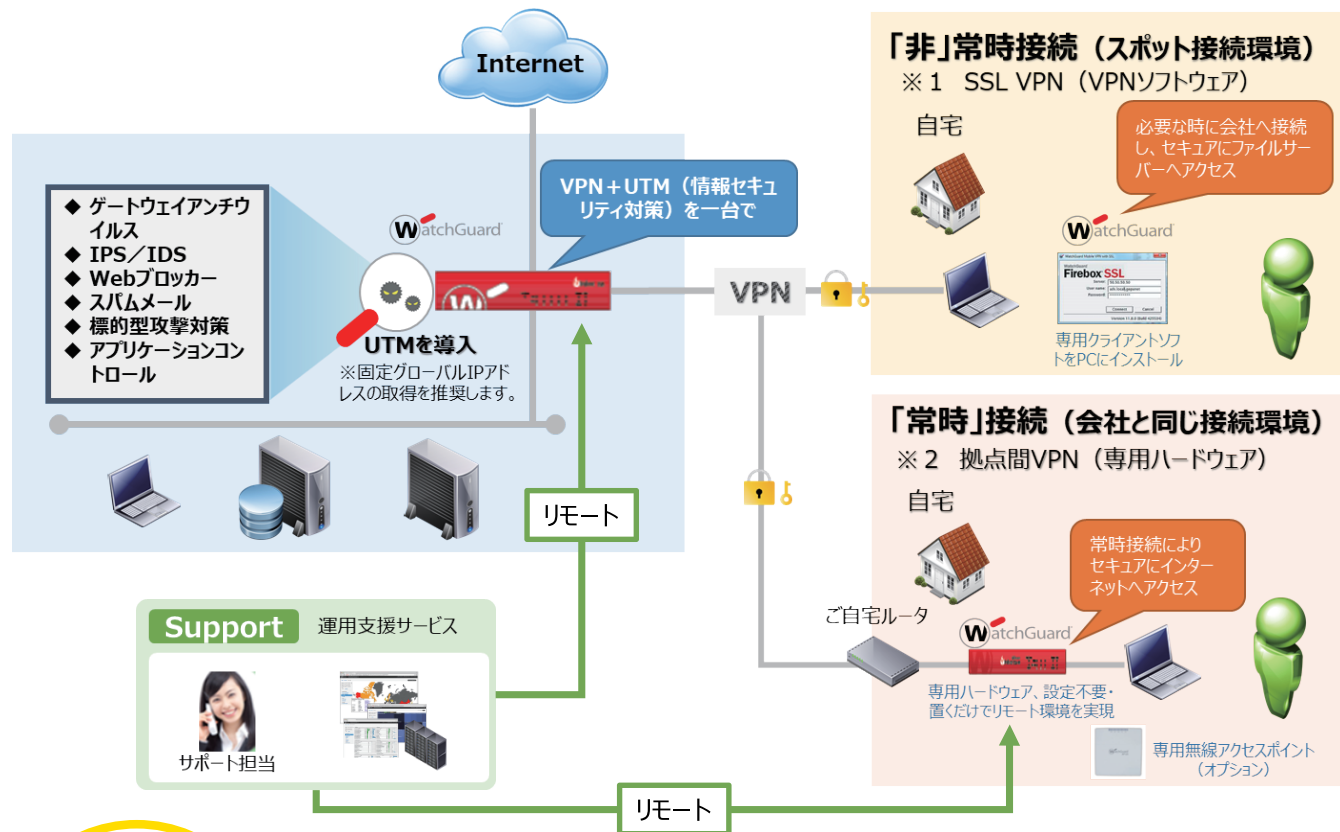
オフィス勤務

自宅でも会社同様の情報セキュリティ対策と、「業務の役割」に応じた適切なテレワークインフラを提供するためには？

詳細は裏面をご覧ください。

業務に応じて「常時接続」も選択可能な「ハイブリッド」VPNサービス 在宅でも**会社と同様の情報セキュリティ**を確保!!

「UTM (多層防御脅威対策) + VPN+ 運用」統合サービスを提供!



ウォッチガードFireboxを利用してお客様の働き方に応じて、スポット接続によるSSL VPN (※1) と、常時接続が可能なBOX-BOXによる拠点間VPN (※2) の2種類を選択可能です。
UTMの多層防御 (会社側) によるネットワークセキュリティ対策も同時に実現します。

※参考 助成金の活用 厚生労働省

令和2年7月現在

名称	働き方改革推進助成金 (テレワークコース)
目的	新型コロナウイルス感染症に関する対策及び、時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善のため
概要	テレワークに取り組むことを目的として、 テレワーク用通信機器の導入・運用 、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングの事業を実施するために必要な経費が助成されるものです
補助率	補助率: 1/2 ※1企業当りの上限額200万円
申請期限	令和2年12月1日までに、助成金の事務処理を行うテレワーク相談センターへ提出が必要です
実施期間	令和2年6月30日又は交付決定後2カ月を経過した日のいずれか遅い日
支給申請	令和2年9月30日までに、助成金の事務処理を行うテレワーク相談センターへ提出が必要です
注意事項	国や地方公共団体が実施するテレワークに関する助成金を既に受給されている場合は、働き方改革推進助成金 (テレワークコース) の支給を受けることはできません

本件に関する
お問い合わせ

株式会社
東邦通信システムズ

〒242-0007 神奈川県大和市中央林間 1-10-7
TEL 046-276-5828 FAX 046-276-5964
<http://new-tts.co.jp/>